

令和4年度12月補正予算における主な事業の概要

令和4年12月20日

項目	補正額 (百万円)	内 容				担当課 照会先
<b>1 コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応</b>						
<b>【医療機関】</b>						
医療機関の原油価格・物価高騰への支援	878	原油価格・物価高騰に伴う、医療機関における光熱費や食材費等のかかり増し経費に対する支援金				健康福祉部 医療政策課 023-630-3172
		対 象 者	病 院	有床診療所	無床診療所、歯科 診療所、助産所	
		支 援 額	6万円/床	各10万円 + 5万円/床	各10万円	
<b>【運輸業】</b>						
運送事業者の燃油価格高騰への支援	642	燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている運送事業者への助成 (第3弾)				産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2393
		対 象 者	一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者	軽貨物自動車運送事業者 自動車運転代行業者		
		給 付 額	6万円/台 (エコタイヤ・再生タイヤを導入する場合は、大型トラック： 3万円/台、中型トラック：2万 円/台、小型トラック：1万円/ 台を別途助成)	3万円/台		
※下線部は第2弾から拡充した箇所						
地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援	158	燃料費高騰等により、乗合バスや貸切バス、タクシー事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、地域の移動手段を確保するため、バス、タクシーの保有台数に応じ、乗合バス20万円/台、貸切バス10万円/台、タクシー5万円/台を助成 (第3弾)				みらい企画創造部 総合交通政策課 023-630-2161

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先												
<b>【農林水産業】</b>															
畜産農家の飼料価格高騰への支援	600	飼料価格の急激な上昇による畜産経営への影響を緩和するための畜産農家への助成（第3弾）	農林水産部 畜産振興課 023-630-3350												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配合飼料対策</th> <th>単味飼料対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>令和4年度配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）</td> <td>単味飼料を購入している畜産農家（申請による）</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>令和4年度第3四半期（10～12月）平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度による補てん金及び飼料価格高騰緊急対策事業の補てん金を控除した額の1/2（上限8,000円/t）</td> <td>配合飼料対策と同額の補助単価（上限8,000円/t）</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td colspan="2">令和4年10月～12月購入分</td> </tr> </tbody> </table>			配合飼料対策	単味飼料対策	対 象 者	令和4年度配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）	単味飼料を購入している畜産農家（申請による）	補 助 率	令和4年度第3四半期（10～12月）平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度による補てん金及び飼料価格高騰緊急対策事業の補てん金を控除した額の1/2（上限8,000円/t）	配合飼料対策と同額の補助単価（上限8,000円/t）	対象期間	令和4年10月～12月購入分	
				配合飼料対策	単味飼料対策										
		対 象 者		令和4年度配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）	単味飼料を購入している畜産農家（申請による）										
補 助 率	令和4年度第3四半期（10～12月）平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度による補てん金及び飼料価格高騰緊急対策事業の補てん金を控除した額の1/2（上限8,000円/t）	配合飼料対策と同額の補助単価（上限8,000円/t）													
対象期間	令和4年10月～12月購入分														
※下線部は第2弾から拡充した箇所															
放流用種苗生産及び内水面養殖に係る生産費高騰への支援	19	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>補 助 先</td> <td>放流用種苗生産団体（内水面漁業協同組合、漁業生産組合）</td> <td>内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）</td> </tr> <tr> <td>補 助 額</td> <td>20万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	補 助 先	放流用種苗生産団体（内水面漁業協同組合、漁業生産組合）	内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）	補 助 額	20万円	25万円	農林水産部 水産振興課 023-630-2445						
補 助 先	放流用種苗生産団体（内水面漁業協同組合、漁業生産組合）	内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）													
補 助 額	20万円	25万円													
きのこ生産施設の光熱費高騰への支援	37	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>補 助 先</td> <td colspan="2">施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>補 助 額</td> <td colspan="2">4.45円/kg×令和4年年間生産量</td> </tr> </tbody> </table>	補 助 先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等		補 助 額	4.45円/kg×令和4年年間生産量		農林水産部 森林ノミクス推進課 023-630-2527						
補 助 先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等														
補 助 額	4.45円/kg×令和4年年間生産量														
<b>【私立学校】</b>															
私立学校の原油価格・物価高騰への支援	59	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>補 助 先</td> <td colspan="2">学校法人が設置する私立学校（高等学校（全日制）、専修学校、各種学校）</td> </tr> <tr> <td>補 助 額</td> <td colspan="2">5,800円/人×生徒数</td> </tr> </tbody> </table>	補 助 先	学校法人が設置する私立学校（高等学校（全日制）、専修学校、各種学校）		補 助 額	5,800円/人×生徒数		総務部 学事文書課 023-630-2191						
補 助 先	学校法人が設置する私立学校（高等学校（全日制）、専修学校、各種学校）														
補 助 額	5,800円/人×生徒数														

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先									
<b>【中小企業・小規模事業者】</b>												
原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金（令和4年度9月補正予算）	給付金 総 枠 2,005	<p>新型コロナに加え、原油・原材料価格や物価の高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するための給付金（第2弾、令和5年1月6日まで申請受付中）</p> <table border="1" data-bbox="920 360 1854 919"> <tr> <td data-bbox="920 360 1077 416">対 象 者</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 360 1854 416">県内の法人及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 416 1077 536">給 付 額</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 416 1854 536">法人：10万円、個人事業主：5万円 （8月3日からの大雨で被災した事業者については、法人：20万円、個人事業主：10万円を支給）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 536 1077 919">給付要件</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 536 1854 919"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7～9月のいずれかの売上げが、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少 又は</li> <li>令和4年7～9月のいずれかの仕入原価等※1が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加しており、かつ粗利※2が30%以上減少</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施</li> <li>・今後の事業継続</li> <li>・罹災証明書又は被災証明書の提出（被災事業者のみ）</li> </ul> <p>※1 仕入原価のほか、光熱水費及び燃料費を含む ※2 売上高 - 仕入原価等</p> </td> </tr> </table>	対 象 者	県内の法人及び個人事業主		給 付 額	法人：10万円、個人事業主：5万円 （8月3日からの大雨で被災した事業者については、法人：20万円、個人事業主：10万円を支給）		給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7～9月のいずれかの売上げが、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少 又は</li> <li>令和4年7～9月のいずれかの仕入原価等※1が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加しており、かつ粗利※2が30%以上減少</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施</li> <li>・今後の事業継続</li> <li>・罹災証明書又は被災証明書の提出（被災事業者のみ）</li> </ul> <p>※1 仕入原価のほか、光熱水費及び燃料費を含む ※2 売上高 - 仕入原価等</p>		産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2354
対 象 者	県内の法人及び個人事業主											
給 付 額	法人：10万円、個人事業主：5万円 （8月3日からの大雨で被災した事業者については、法人：20万円、個人事業主：10万円を支給）											
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7～9月のいずれかの売上げが、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少 又は</li> <li>令和4年7～9月のいずれかの仕入原価等※1が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加しており、かつ粗利※2が30%以上減少</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施</li> <li>・今後の事業継続</li> <li>・罹災証明書又は被災証明書の提出（被災事業者のみ）</li> </ul> <p>※1 仕入原価のほか、光熱水費及び燃料費を含む ※2 売上高 - 仕入原価等</p>											
<b>2 ウィズコロナ・ポストコロナへの対応</b>		<b>1,591</b>										
「やまがた旅割キャンペーン」の拡充	1,451	<p>「やまがた旅割キャンペーン」（全国旅行支援）の予約状況を踏まえた割引原資の増額及びキャンペーン期間の延長等</p> <table border="1" data-bbox="913 1054 1861 1477"> <tr> <td data-bbox="913 1054 1077 1126">対象期間</td> <td data-bbox="1077 1054 1469 1126">令和4年10月11日～ 同年12月27日宿泊分</td> <td data-bbox="1469 1054 1861 1126">令和5年1月以降に開始予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 1126 1077 1198">対 象 者 (居住地)</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 1126 1861 1198">日本国内に居住する者（全都道府県）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 1198 1077 1477">概 要</td> <td data-bbox="1077 1198 1469 1477"> <p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：40%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：8,000円 その他宿泊・日帰り：5,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：3,000円</p> </td> <td data-bbox="1469 1198 1861 1477"> <p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：20%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：5,000円 その他宿泊・日帰り：3,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：2,000円</p> </td> </tr> </table>	対象期間	令和4年10月11日～ 同年12月27日宿泊分	令和5年1月以降に開始予定	対 象 者 (居住地)	日本国内に居住する者（全都道府県）		概 要	<p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：40%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：8,000円 その他宿泊・日帰り：5,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：3,000円</p>	<p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：20%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：5,000円 その他宿泊・日帰り：3,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：2,000円</p>	観光文化スポーツ部 観光復活戦略課 023-630-2372
対象期間	令和4年10月11日～ 同年12月27日宿泊分	令和5年1月以降に開始予定										
対 象 者 (居住地)	日本国内に居住する者（全都道府県）											
概 要	<p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：40%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：8,000円 その他宿泊・日帰り：5,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：3,000円</p>	<p>①宿泊・日帰り旅行の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率：20%</li> <li>・上限額</li> </ul> <p>交通付宿泊旅行：5,000円 その他宿泊・日帰り：3,000円</p> <p>②地域限定クーポン</p> <p>休日（土日祝日）：1,000円 平日（上記以外）：2,000円</p>										

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先															
観光施設が行う誘客促進策への支援	140	<p>「山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金」の申請状況を踏まえた増額</p> <table border="1" data-bbox="913 288 1854 900"> <tr> <td data-bbox="913 288 1077 363"></td> <td data-bbox="1077 288 1464 363">設備導入等 (新たな需要への対応)</td> <td data-bbox="1464 288 1854 363">専門家等からの助言</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 363 1077 416">対 象 者</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 363 1854 416">県内の宿泊施設、観光立寄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 416 1077 491">補 助 率</td> <td data-bbox="1077 416 1464 491">2/3 (新型コロナ対策認証施設は3/4)</td> <td data-bbox="1464 416 1854 491">10/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 491 1077 566">補助上限</td> <td data-bbox="1077 491 1464 566">88.8万円 (新型コロナ対策認証施設は100万円)</td> <td data-bbox="1464 491 1854 566">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 566 1077 900">補助対象</td> <td data-bbox="1077 566 1464 900">           ①ワーケーション、マイクロツーリズム、エバーサルトゥリズム、インバウンド再開等に対応した改修又は新商品開発・プロモーション            ②非接触型システムの導入            ③感染拡大防止対策に必要な設備、機器等の購入            ④原油価格高騰及び原材料高騰に対応するための設備、機器等の購入         </td> <td data-bbox="1464 566 1854 900">左記の取組みを行う上で設備導入等の参考や検討のため、経営コンサルタント等から助言を受けるための経費</td> </tr> </table>		設備導入等 (新たな需要への対応)	専門家等からの助言	対 象 者	県内の宿泊施設、観光立寄施設		補 助 率	2/3 (新型コロナ対策認証施設は3/4)	10/10	補助上限	88.8万円 (新型コロナ対策認証施設は100万円)	20万円	補助対象	①ワーケーション、マイクロツーリズム、エバーサルトゥリズム、インバウンド再開等に対応した改修又は新商品開発・プロモーション ②非接触型システムの導入 ③感染拡大防止対策に必要な設備、機器等の購入 ④原油価格高騰及び原材料高騰に対応するための設備、機器等の購入	左記の取組みを行う上で設備導入等の参考や検討のため、経営コンサルタント等から助言を受けるための経費	観光文化スポーツ部 観光復活戦略課 023-630-2372
	設備導入等 (新たな需要への対応)	専門家等からの助言																
対 象 者	県内の宿泊施設、観光立寄施設																	
補 助 率	2/3 (新型コロナ対策認証施設は3/4)	10/10																
補助上限	88.8万円 (新型コロナ対策認証施設は100万円)	20万円																
補助対象	①ワーケーション、マイクロツーリズム、エバーサルトゥリズム、インバウンド再開等に対応した改修又は新商品開発・プロモーション ②非接触型システムの導入 ③感染拡大防止対策に必要な設備、機器等の購入 ④原油価格高騰及び原材料高騰に対応するための設備、機器等の購入	左記の取組みを行う上で設備導入等の参考や検討のため、経営コンサルタント等から助言を受けるための経費																
<b>3 新型コロナウイルス感染症への対応</b>	<b>1,011</b>																	
オミクロン株対応ワクチンの接種開始等に伴うワクチン接種を行う医療機関に対する協力金の追加	519	オミクロン株対応ワクチンの接種開始やワクチン接種の対象年齢の拡大等を踏まえ、医療機関に対する個別接種の回数に応じた支援を増額	健康福祉部 コロナ収束総合企画課 023-630-3322															
新型コロナ診療・検査医療機関に対する抗原検査キットの追加配布	63	新型コロナとインフルエンザの同時流行による医療ひっ迫を回避するため、希望する診療・検査医療機関に対し、抗原検査キットを追加配布 (R 5. 1～3月で45,000個を配布)	健康福祉部 コロナ収束総合企画課 023-630-3322															
自宅療養者向けパルスオキシメーターの追加購入	9	健康管理のために自宅療養者に貸与するパルスオキシメーター (血中酸素飽和度と脈拍数を測定) の追加購入 (1,000個)	健康福祉部 コロナ収束総合企画課 023-630-3322															

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
県立病院等における新型コロナ対応医療従事者に係る特殊勤務手当相当分の負担金の増	48	新型コロナ感染者数や発熱外来患者数が当初の想定以上に増加したことを踏まえ、県立病院等の医療従事者の特殊勤務手当に係る負担金を増額	健康福祉部 医療政策課 023-630-3328						
介護サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費に対する支援	232	介護サービス事業所等において、感染者や濃厚接触者が施設内で発生した場合であっても事業を継続する必要があることを踏まえた、緊急時の人材確保や消毒・清掃、衛生用品の購入等のかかり増し経費に対する助成の増額等	健康福祉部 高齢者支援課 023-630-3120						
中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援を令和5年3月まで延長	53	新型コロナの感染拡大を踏まえ、従業員数の少ない中小企業等において、感染者又は濃厚接触者が確認された場合、感染対策を講じながら事業継続を判断した際の抗原検査キット活用への支援を令和5年3月まで延長（事業者の希望に応じ10人×2日分を配布）	産業労働部 産業創造振興課 023-630-3151						
<b>4 諸課題への対応等</b>	<b>96</b>								
令和4年8月豪雨により被災した農機具の再取得や修理に対する特別支援	76	被災した農機具の再取得や修理に要する経費について市町村と協調して助成（県：市町村＝2：1） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対 象 者</td> <td>人・農地プランに位置付けられた中心経営体、又は産地を支えていく中心的な経営体として市町村長が特に認める農業者</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2（県1/3、市町村1/6） （上限：150万円/台（県：100万円、市町村：50万円）） ※共済金等を除いた額の範囲内で助成、市町村の任意による上乘せ可</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>再取得等した農機具の農機具共済等（水害対象）への加入</td> </tr> </table>	対 象 者	人・農地プランに位置付けられた中心経営体、又は産地を支えていく中心的な経営体として市町村長が特に認める農業者	補 助 率	1/2（県1/3、市町村1/6） （上限：150万円/台（県：100万円、市町村：50万円）） ※共済金等を除いた額の範囲内で助成、市町村の任意による上乘せ可	補助要件	再取得等した農機具の農機具共済等（水害対象）への加入	農林水産部 農政企画課 023-630-3315
対 象 者	人・農地プランに位置付けられた中心経営体、又は産地を支えていく中心的な経営体として市町村長が特に認める農業者								
補 助 率	1/2（県1/3、市町村1/6） （上限：150万円/台（県：100万円、市町村：50万円）） ※共済金等を除いた額の範囲内で助成、市町村の任意による上乘せ可								
補助要件	再取得等した農機具の農機具共済等（水害対象）への加入								
農業の生産性向上のためのスマート機械導入への支援	2	少ない労力で高い生産性が期待できる農業機械（農業用ドローン）の導入経費に対する助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">補 助 先</td> <td>農業者</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2（上限：100万円）</td> </tr> </table>	補 助 先	農業者	補 助 率	1/2（上限：100万円）	農林水産部 農業技術環境課 023-630-2446		
補 助 先	農業者								
補 助 率	1/2（上限：100万円）								
令和5年度からの県職員の退職年齢の段階的な引上げに対応する給与等システムの改修	17	地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月から地方公務員の定年年齢が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを受けて、職員の給与等の管理に使用する各種システムを改修	総務部 総務厚生課 023-630-2031						
やまがたウクライナ避難民支援基金（仮称）設置のための県国際交流協会に対する出えん	1	本県に避難されるウクライナ避難民の日常生活や学業、研究活動などを支援する目的として設置される「やまがたウクライナ避難民支援基金（仮称）」の原資として、県に寄せられた寄附金を（公財）山形県国際交流協会に対し出えんするもの	みらい企画創造部 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 023-630-2123						

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先
5 人件費の補正等	357		
合 計	5,448		

※ 表示単位未満四捨五入のため、項目ごとの小計及び合計において一致しない場合がある。